

国民健康保険 高齢受給者証が8月に更新されます

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。

8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中にお送りします。

・8月2日以降に70歳にな

る方には、70歳到達月の中旬頃にお送りします。翌月の1日からご利用いただけます。

○高齢受給者証の自己負担割合は、2割または一定以上の収入がある方(※)は3割となります。

○高齢受給者証の有効期間

・令和4年7月31日まで。それ以前に75歳に到達する方は誕生日の前日まで。

※住民税の課税所得(課税標準額)が145万円以上で、同じ世帯の国民健康保険加入中の70歳以上の方の

収入の合計が、1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある方は、3割負担となります。

○高齢受給者証の有効期間

・令和4年7月31日まで。それ以前に75歳に到達する方は誕生日の前日まで。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関(別表1参照)への通院送迎サービスを実施しています。

また、毎週月曜日には町内の歯科(別表2参照)への送迎サービスも行っています。

要支援・要介護認定を受けている方全員に「介護保険 負担割合証」をお送りします

「介護保険 負担割合証」をお送りします

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けられている方全員に、「負担割合証」をお送りします。

「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この「負担割合証」を受け取る際には、水色の「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ずサービス事業者に提示してください。

※負担割合は、本人および世帯の所得によって1割、2割、3割負担のいずれかに決定されます。

※負担割合の判定の基準と

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777



(別表 1)

曜 日	送迎医療機関
月曜日	奥多摩病院
火曜日	双葉会診療所
水曜日	川辺医院
木曜日	奥多摩病院
金曜日 (午前)	奥多摩病院
金曜日 (午後)	峰谷診療所

(別表 2)

曜 日	送迎歯科
月曜日 (午後)	古里歯科診療所

町内医療機関通院送迎サービス (外出支援サービス)

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関(別表1参照)への通院送迎サービスを実施しています。

また、毎週月曜日には町内の歯科(別表2参照)への送迎サービスも行っています。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777